公有財産貸付契約書（案）

貸付人　練馬区（以下「甲」という）と借受人　●●●（以下「乙」という）とは、つぎの条項により公有財産貸付契約を締結する。

（貸付物件）

第１条　甲は、その所有するつぎに掲げる公有財産を、乙に貸し付けるものとする。

名　称　　練馬区立関町図書館

所　在　　東京都練馬区関町南三丁目 11 番２号

種　類　　建物の一部（自動販売機設置スペース）

数　量　　●●㎡

使用部分　建物内２階　給湯室内

（貸付期間）

第２条　貸付期間は、令和９年１月１日から令和 13 年３月 31 日までとする。

（用途の指定）

第３条　乙は、この土地（建物）の一部（自動販売機設置スペース）を前条に定める期間中、つぎに指定する用途に供さなければならない。

自動販売機の設置のため

（貸付料および延滞金）

第４条　貸付料は、月額●●●円とし、乙は甲の発行する納入通知書によりその指定する期限までに、指定する場所において納入しなければならない。ただし、貸付料の改定があった場合には、改定後の金額とする。

２　貸付料を納入期限までに納入せず、かつ、督促を受けたときは、当該貸付料の金額に、その納入期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、その金額に年 14.6 パーセント（督促状に指定する期限までの期間については、年 7.3 パーセント）の割合（当該年の租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 93 条第２項に規定する平均貸付割合に年１パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年 14.6 パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年１パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合）とする。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納入しなければならない（延滞金の確定金額に１円未満の端数があるとき、またはその全額が１円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り捨てるものとする。）。この場合、年当たりの日数は 365 日として計算する。

３　既納の貸付料は、還付しない。ただし、当該図書館の再整備に係る工事に伴い設置期間の満了前に貸付契約を解除した場合、解除後の残期間の貸付料については、日数に応じて

還付を行うものとする。

（光熱水費等の負担）

第５条　光熱水費は、乙が負担するものとする。

２　前項の光熱水費は、乙が自動販売機ごとに設置する計量器（計量法（平成４年法律第51号）に基づく検査に合格し、有効期限内のものに限る。）により計測した使用量に基づき、つぎの計算方式を用いて算出する。

$$\text{自動販売機の月額電気料金} = \text{子メーターの直結する親メーターによって計算される月額電気料金} \times \frac{\text{子メーターの表示する月間消費電力量}}{\text{子メーターの直結する親メーターの表示する月間消費電力量}}$$

３　乙は、前項の計算方式により算出した光熱水費を、甲の発行する納入通知書により、その指定する納入期限までに納入しなければならない。

４　自動販売機（付属設備、計量器等を含む。）の設置、維持管理および撤去に係る費用については、乙の負担とする。

（使用上の制限）

第６条　乙は、貸付物件について、これを転貸し、または担保に供してはならない。

（契約の解除）

第７条　つぎの各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（１）甲が、貸付物件を公用または公共用に供するため必要とするとき。

（２）乙がこの契約に定める義務に違反したとき。

（有益費等の請求権の放棄）

第８条　乙は、貸付物件について支出した有益費、必要費その他の費用を甲に請求することができない。

（実地調査等）

第９条　甲は、貸付物件について随時実地にその使用状況を調査し、資料の提出または報告を求め、その他維持管理に関する必要な指示をすることができる。

（原状回復）

第１０条　乙は、貸付期間が満了したとき、または契約を解除されたときは、貸付物件を甲の指定する期日までに乙の負担で原状に回復し、甲に返還しなければならない。

（損害賠償）

第１１条　乙は、その責に帰すべき理由により、貸付物件の全部または一部を滅失し、または毀損したときは、損害相当金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

（疑義の決定）

第１２条　この契約の各条項の解釈について疑義が生じたとき、またはこの契約に定めのない事項については、甲・乙協議してこれを決定する。

上記契約を証するため、本契約書を２通作成し、甲・乙各１通を保有する。

年　　月　　日

甲　　東京都練馬区豊玉北六丁目１２番１号
練馬区
練馬区長　　吉田　健一

乙　　住　所
氏　名　　印